twitter開設しました!
随時発信していきます!

みちしるべ

発　行　所
東京土建一般労働組合三鷹武蔵野支部
東京都三鷹市上連雀７-３３-８
電話　０４２２(47)９１０１
Ｆａｘ　０４２２(47)９１０４
発行責任者　升川　明

「春の拡大月間」69人の新しい仲間を迎え
つながり深め組織強化を

【組織部発】組合の仲間を増やす春の拡大月間は、6月1日の本部登録をもって終了しました。三鷹武蔵野支部では、春の月間で89人・４・０％の加入到達を目指して取り組み、新たに69人の仲間を組合に迎えました。分会別では、組織内事業所からの加入が好調だった吉祥寺、武蔵野中央、また関前の3分会が４％の月間目標を達成し全体を大きくけん引しました。改めて拡大月間にご協力いただいた組合員・家族のご協力に感謝申しあげます。

今回の月間は、新型コロナウイルスの感染拡大により、４月、5月とも組合員訪問をはじめとしてあらゆる行動の自粛を余儀なくされる大変困難な状況での取り組みとなりました。そのような中で、仲間への新型コロナの影響アンケートの聞き取りを進めました。仲間の中からは「現場がストップしてしまいどうにもならない」「申請の手続きをどのようにしたらよいか」を言った声が寄せられ、持続化給付金や雇用調整助成金などの申請の援助を行い「新型コロナウイルスで困っている仲間を一人にさせない」取りくみを進めました。

春の月間の結果をふまえて、6月から年間サイクルの第2ラウンド「夏の大運動」が始まります。新型コロナウイルスによる仕事や暮らしへの影響はまだこれから増えていくことが予想されます。

「こんな時だからこそ東京土建へ」を前面に押し出し、仲間へのコロナの聞き取りと相談に重点を置き、「仲間の相談活動」として春の月間では行えなかった統一行動を設定して取り組みます。

6月からの“夏の大運動”で『仲間の相談活動』を

【６月からの統一行動日】
６月16日（火）、25日（木）、29日（月）
７月14日（火）、15日（水）、28日（火）、29日（水）
８月26日（水）、27日（木）

2020年度　春の拡大月間の最終結果

分　会	1月現勢	6月現勢	4．0%目標	最終到達
井の頭	41	44	2	1
牟礼北野	248	240	10	7
新川中原	234	217	10	3
連雀	209	208	9	5
深大寺	112	113	5	2
大　沢	131	123	6	2
吉祥寺	121	121	5	★12
武蔵野中央	301	304	13	★17
関　前	120	113	5	★5
境	47	44	2	0
境南町	51	48	3	2
直･事	592	611	19	13
合　計	**2207**	**2186**	**89**	**69**

神頼みでもう少しの我慢

【深大寺・乗田正芳記】この時期どうしてもコロナウイルスの話になってしまう。３月号でも新型コロナのことを書いたが、まさかここまで大変な事になるとはその時は思いもしなかった。日本では少しは沈静化してきたが、依然として世界中で猛威を振るっている。安倍首相や小池都知事が「外出時にはマスク着用」「外出制限」と繰り返し訴えているが、最近は自粛ムードが緩んだのか街に出かける人の数も多くなってきた気がする。もう少し我慢が出来ないのかと思う人も多かったのではないか。第2波、第3波感染が拡大しないことを切に願うばかりだ。こんな時昔の人は神仏に頼るしかなかったのだろう。今ちまたでは「アマビエ」という妖怪が話題になっている。「アマビエ」は長髪に、くちばし、うろこを持ち三本足をした江戸時代の妖怪で、肥後（熊本県）の海に現れ、「病気が流行したら自分の姿を描いて、人々に見せよ」と告げて海中に消えたとされている。今新型コロナの感染の沈静化を願い注目を浴び、話題が沸騰している。もはやこの妖怪に少しでも早くコロナが沈静化することをお願いして、野球や、ゴルフにサッカー、飲食店も、元のように元気な世の中になるため、もう少しだけ「我慢」しようではありませんか。

建設労働者の声を都政に
7・5東京都知事選挙

東京都知事選挙が6月18日告示、7月5日投開票（予定）で行われます。新型コロナウイルスの感染拡大による国や東京都、各自治体の支援や対策を振り返ると、政治が私たちの仕事や暮らしと密接に関わっていることを改めて実感しました。新型コロナの建設業に対する影響は、まさにこれから本格化するとの危惧もあり、今回の都知事選では、自治体として福祉充実、都民の生活に密着した都政への転換が大きな争点となります。

東京土建三鷹武蔵野支部では、建設労働組合としての「政党支持の自由」「政治活動の自由」を守りながら、都民本位の都政の実現と、いのちとくらし、事業と雇用を守る新型コロナへの対策（組合の要求）実現のため、すべての仲間に投票を呼びかけます。

都政に対する東京土建の要求

⑩ ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ⑤ ④ ③ ② ①

①新型コロナの影響による建設労働者の生活保障や中小零細企業への財政面の支援
②東京都公契約条例の制定。公共工事の地元・中小建設業者発注の拡大をすること
③カジノ誘致ではなく安心して暮らせる東京へ転換。耐震化促進、防災・減災対策
④住宅リフォーム助成の創設・普及。安心・快適な住生活を保障する住宅政策の確立
⑤自然環境を守り、地球温暖化やＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）に資する取り組み
⑥国保組合へ都費補助金の確保と増額、コロナ禍の影響による国保料への補助
⑦医療機関の統廃合を行わず、地域医療体制の一層の拡充。
⑧都立病院と公社病院の地方独立行政法人移行をやめること
⑨中小企業を中心に据えた地域経済振興政策、格差是正と労働・雇用の保護
⑩米軍横田基地、羽田空港新飛行ルートなど、空の脅威から都民の命と安全を守る都政への転換

雑記林

新型コロナウイルスの感染拡大にともなう「緊急事態宣言」が5月に延長された際には、「外出自粛・休業要請との一体での補償がされるか」が重要な争点となっていたが、今だ多くの事業者にとってとても満足のいくものとはなっていない。先が読めない中、融資だけではやっていけない、補償がないと商売は続けられない。▼補償については、政府は「雇用調整助成金を活用して雇用も企業も守っていく」と言うが、実態はかなりかけ離れている。必要な添付書類が多く、申請手続きは極めて複雑で、社会保険労務士でも一苦労するとのこと。給付実績は相談件数に対して4月時点で０・１％とも言われていたが、このままでは労働者も企業も守られない。▼また、ある学生団体の調査発表では、新型コロナウイルスの影響で5人に1人の大学生が退学を検討しているという。このような状況の中、学生たちが、授業がないのに授業料を払うのはおかしいと各地で学費減額運動の広がりを見せている。▼こうした学生たちの運動に対して、独自の支援策を打ち出す大学が増加している。▼新型コロナの生活や事業への影響は、収束したとしても、まだ当面続くであろう。政府には、国民や事業者の声に対して誠実に対応して欲しいものである。

新型コロナウイルス支援特集　第2弾

仕事・暮らしの困りごとは組合までご相談ください

必要な添付書類はこれだけ!

①2019年度確定申告書のコピー

②50%以上減少月の売上台帳のコピー

③振込先口座の通帳のコピー

④身分証明書（個人の場合）

持続化給付金

個人100万
法人200万

「持続化給付金」は、新型コロナウイルスの影響により、今年のいずれかの月の売上（収入）が前年と比較して50%以上減少している事業者であれば誰でも申請することができます。個人事業者で最大１００万円、法人事業主で最大２００万円まで給付を受けることができ、５月25日現在、１２０万件以上の申請がされており、そのうち約46万件、６千億円が支給されています。

対象事業所の枠組みを拡充

これまで給付の対象外となっていた今年（1～3月）創業した事業者についても、１～３月の売上の平均と比較して50%以上減少している月があれば申請できることとなりました。また、「雑所得」「給与所得」として申告している方でも、業務委託契約書など自身の事業に基づく収入であることが確認できれば申請ができる場合があります。

申請が困難な場合は組合へ相談を

申請は電子申請のみですが、パソコンまたは携帯電話でメールが使えれば大丈夫です。また、揃える添付書類も、①２０１９年（法人であれば前年度）の確定申告書、②売上減少となった月の売上台帳のコピー、③振込先口座の通帳のコピー、④個人の方は、身分証明書のコピー（運転免許証、マイナンバーカードなど）をそろえるだけで申請することができます。

「メールできちんと申請できるか不安だ」という方は、必要な書類をそろえて組合まで相談をしてください。

雇用調整助成金

事業所の声により大幅な簡素化

これまで「添付書類が多く手間がかかる」「今の給付金額ではとても会社がもたない」など多くの課題があった雇用調整助成金制度ですが、多くの事業者からの声を受け、手続きが大きく改善されました。

手続きが簡素化されたポイントの一つは、従業員がおおむね20人以下の事業所は、実際に支払った休業手当額から助成金額を算出できるようになりました。

二つ目に、休業計画届の提出が不要になり、届け出書類も大幅に簡素化されました。

助成額の上限引上げも検討

また、1人あたりの助成金の上限額が１５０００円まで引き上げられる、勤務先から休業手当を受け取れないといった労働者が直接、現金を申請できるなどの更なる制度改定が現在検討されています。（※こちらは第2次補正予算成立後に施行予定）

主に必要な添付書類

売上が減ったことが確認できる書類

休業した日や時間が確認できる書類

休業手当や賃金の額がわかる書類

三鷹市 事務所等賃料補助

三鷹市では、新型コロナによる影響を受けた小規模事業者の活動を支援するため、次の通り事務所等にかかる月額賃料の半額相当を3カ月分の給付が受けられます。

◇給付対象の事業者
①市内に賃借により事務所を構えている
②新型コロナウイルスの影響により3～5月のいずれかの売上が前年同月と比較して20%以上減少した事業者（建設業は従業員20人以下）
③前年度の市区町村民税を完納している事業者

◇給付金額
月額賃料相当額の2分の1の3か月分の金額を給付します。（上限額30万円）
※事務所と自宅の併用住宅の場合、面積割合で按分し、事業所部分の賃料が対象となります。

◇申請期間
令和2年5月18日（月）～令和2年9月30日（水）

◇必要な添付書類
①賃貸借契約書のコピー
②住民税の納税証明書（非課税証明書）※三鷹市に住所を有する場合は不要
③給付金振込先の通帳の表紙の次のページのコピー
④２０２０年3月から5月のいずれかの1か月の売上がわかる書類のコピー
⑤事業内容が確認できる書類（確定申告書等）のコピー
⑥前年同月の売上高がわかる書類のコピー

◇担当窓口
三鷹市生活環境部生活経済課商工労政係

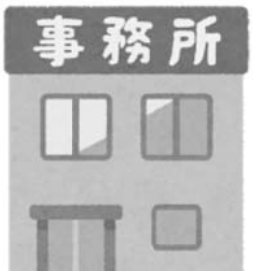

東京土建本部「新型コロナ電話相談会」

「資金繰りが心配」「給付金の申請の方法を知りたい」など新型コロナによる影響はこれから本格化することが予想されます。東京土建本部では下記の日程で電話相談会を行います。東京土建本部の経験豊富な書記が悩みを聞きます。

【日 時】
6月27日（土）午後4時～午後8時
6月28日（日）午前10時～午後3時
ＴＥＬ：０３－５３３８－２３３５
【主 催】東京土建本部

特別定額給付金

もう申請は済みましたか？

国民1人あたり10万円が給付される「特別定額給付金」。オンライン申請では、マイナンバーカードや暗証番号がわからないと申請できないため、郵送での申請を進めましょう。武蔵野市（5月20日）三鷹市（5月末）とも申請書類が郵送で全世帯に送られています。

※武蔵野市の申請書類には「希望する・不要」のチェック欄があるので注意！

世帯主の本人確認書類と振込先口座のコピーを用意

「持続化給付金」は、ネットのみの申請受付ですが、メールアドレスを持っていて、必要な書類をそろえれば、誰でも簡単に申請することができます。申請から給付も、書類に不備がなければ申請から２週間前後で振込みがされます。

今回は、自身で申請をして給付決定を受けた藤倉智則さんに話を伺いました。

対象者は書類をそろえて申請しよう

「持続化給付金」制度

井の頭分会・藤倉智則さん（造園）インタビュー

Q．現在の職種、働き方を教えてください?

－造園業をやっています。働き先は町場と公共工事が半々くらいです。

Q．新型コロナウイルスによる仕事への影響は?

－町場の主な働き先であったホテルと結婚式場が、新型コロナの影響で3月の時点で決まっていた仕事がすべて延期となってしまった。4月だけでなく、「緊急事態宣言」が出され5月も同様の状況が続いたため、個人宅への営業なども行って仕事を確保する努力をしました。

Q．周りの知り合いなどで影響が出ている方はいますか?

－同業でマンションの管理や個人宅の仕事をしている仲間でも、建設業は休業要請の対象外で、造園は外での仕事にも関わらず、周りからの目もあり仕事を続けられるような状況ではなくなってしまい、結局6月以降に延期をせざるを得なくなったといった話も聞いている。

Q．「持続化給付金」を申請した経緯を教えて下さい

－4月以降はまったく仕事がなかったので、持続化給付金の話を聞いてとりあえず申請してみようと思いました。ゴールデンウィーク明けすぐに申請手続きをしたのですが、書類がきちんとそろっていたので、そんなに難しくなく、20～30分くらいで手続きすることができました。

Q．申請してからどれくらいで給付金が出ましたか?

－実際に振り込まれていたのは、申請してから10日後くらいだったと思います。給付決定のハガキも会社に届きました。

給付ハガキ手にする藤倉智則さん（写真向って右）

Q．持続化給付金以外に何か給付制度や支援制度の活用はしましたか?

－三鷹市で実施している事務所の家賃補助もすでに申請をした。こちらも申請してから1週間から10日間くらいでスムーズに給付がされました。申請の窓口もすごく空いていました。

Q．新型コロナに関わり、組合への要望や期待することはありますか?

－分会では4月5月と全く集まれていなかったので、今月分会に来た仲間に困りごとを聞き取っていく予定です。仲間が困っている時にきちんと話を聞ける分会でいたいですね。

建設業は、コロナの影響はこれから深刻になっていくのではないかと思います。今後の見通しが不透明な状況で、経済的に困窮している仲間が「組合費・国保料が払えない」となった時、組合として何らかのサポートできるようにしてもらいたい。

また、今回の新型コロナだけでなく、首都直下型地震など災害が発生したときに、仲間同士で集まれない中でつながりを持てるような方法もぜひ検討してほしい。

この間、組合でも仲間の状況を聞き取りながら、窓口で10件以上の申請の手続きを一緒に行ってきました。

ネット申請に不安を感じている方は、まずは組合まで相談してください。（申請に必要な書類は2面を参照ください）

年に１回は健康診断を受けよう

自分そして家族の健康と土建国保を守るため

【社会保障対策部発】

土建国保に加入している組合員・家族の方は、１年に１回は必ず健康診断を受けましょう！健診は、病気などの早期発見につながるだけでなく、早期治療により医療費の抑制することができるため、結果として保険料の値上がりを抑えることにもつながります。

土建国保に加入している組合員・家族の方は、東京土建と提携している医療機関であれば年に１回無料で健診を受けられます。提携外の医療機関で健診を受けた場合でも、申請をすれば健診費用の一部を補助を受けることができます（※特定健診を受けた場合）。

また、「平日は忙しくて健診を受けに行けない」といった方のために、年に４回集団健診を実施しています。下記の日程で集団健診を行いますので、ぜひ多くの方の申込みをお願いします。

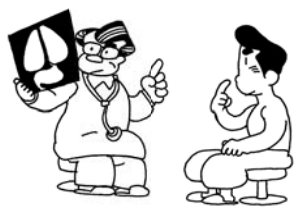

【今後の集団健診】

第２回集団健診

［と　き］７月１２日（日）午前９時３０分～１１時３０分

［ところ］三鷹市公会堂さんさん館

［定　員］３００人　　［締　切］６月１９日（金）

※結果説明会は８月２１日（金）午後７時から予定しています。

第３回集団健診（女性限定）

［と　き］８月２３日（日）午前９時３０分～１１時３０分

［ところ］三鷹市公会堂さんさん館

［定　員］３００人

※結果説明会は８月２１日（金）午後７時から予定しています。

※第４回は１１月頃開催予定です。（詳細は後日）

東京土建国保 新型コロナ対策

新型コロナ感染症手当金

土建国保では、新型コロナに感染した被保険者に対して、次の通り手当金を支給いたします。

◆対象となる者

新型コロナに感染し、療養のために労務不能となり、給与の全部または一部が受けられない者。（組合員家族でパート収入や家族専従者を含む）

◆支給対象となる日数

新型コロナに感染して、労務に服することができなくなった日から４日目以降で労務に服することができない期間

◆支給額

１日当たりの支給額×支給対象となる日数

※1日当りの支給額は、直近の継続した3カ月間の給与収入を元に算定する。

◆個人事業主及び一人親方国の基準では補助対象にならないが、現行の疾病入院給付金を1日の単価として休業日数分給付する。

◆外注・手間請労働者

「個人事業主及び一人親方」と同様に扱います。

◆支給期間

２０２０年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長１年６カ月まで）

国保料減免制度

新型コロナの影響により収入が減少した組合員および家族の生活再建を支援するため、土建国保料の減免を実施します。

対象となる人、対象となる期間、申請方法等については、詳細が決まり次第改めてご案内させていただきます。

どけん火災共済

6月末まで加入促進キャンペーン！

【厚生文化部発】組合では、6月末まで「どけん火災共済・地震共済の加入促進」を行っています。

どけん火災共済は、四土建（東京・埼玉・神奈川・千葉）と京建労が共同で運営している土建独自の共済です。組合が直接運営することで民間の損保と比べて掛け金が安く、幅広い保障内容にすることが出来ました。

木造年間3千円で最大500万保障

掛金は、家財500万円の保障に加入した場合、木造で年間3千円、鉄筋コンクリートで年間1500円とバツグンの安さです。

また、掛金の安さだけではなく、66%以上の罹災で全焼として給付される、古いものでも同等のものが購入できる標準的な価格で保障されるなど保障も充実しています。

住宅構造	年掛金（1口あたり）	保障額（1口あたり）
木造等	60円	10万円
鉄筋コンクリート	30円	10万円

火災だけでない幅広い保障！

「どけん火災共済」は火災による被害だけが対象ではありません。例えば、落雷による家電製品の修理費用やマンションなどで階下に損害を与えてしまった場合のお見舞金、台風など風水害による被害にも見舞金が支給されるなど幅広い保障内容となっています。

首都直下地震への備えも！

近年は台風や集中豪雨による大規模な自然災害が多発しており、2019年度も台風による被害で400件近い給付を行いました。

民間損保で火災保険に地震保険を付帯している割合は約60%と半数以上が加入している制度であり、もはや加入は「当たり前」と言えます。地震大国日本では必要な保障です。

地震共済は、地震被災時の生活再建のための制度です。火災共済では保障されない、地震原因の火災を保障します。

賃貸住宅に住んでいる仲間も加入できます。万が一の場合の生活再建に備えて「どけん地震共済」への加入もあわせてご検討ください。

「どけん地震共済」のおすすめポイント

その①
火災共済（保険）加入では、地震が原因の火災（延焼・拡大損害含む）は保障されません。

その②
地震共済は、住まいを建て直すためではなく、生活を立て直すための保障です。

その③
賃貸住宅に居住の仲間も地震共済をかけることができます。

見積り・加入は支部までお問い合わせください。

注①：「地震共済」は火災共済とセットで加入が必要です。単独で加入することはできません。また加入できるのは組合員が本拠地として居住する物件です。

注②：火災共済は支部で手続きの翌日から、地震共済は翌月1日からの保障開始となります。

今月の資格講習

◇足場の組立て等作業主任者
［講習日］7月8～9日
［受講料］11，500円

◇建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
［講習日］7月1～2日
［受講料］11，500円

◇コンクリート造の工作物解体等作業主任者
［講習日］7月7～8日
［受講料］11，500円

◇有機溶剤作業主任者
［講習日］7月21～22日
［受講料］11，500円

◇石綿作業主任者
［講習日］7月15～16日
［受講料］11，500円

◇職長・安全衛生責任者教育
［講習日］8月6～7日
［受講料］14，500円

◇職長・安全衛生責任者能力向上教育
［講習日］7月9日
［受講料］8，500円

◇足場特別教育
［講習日］8月3日
［受講料］7，500円

◇フルハーネス特別教育
［講習日］7月2日
［受講料］8，000円

◇チェーンソー補講
［講習日］7月21日
［受講料］8，000円

◇丸のこ特別教育
［講習日］7月19日
［会　場］東京土建板橋支部会館
［受講料］5，000円

◇熱中症特別教育
［講習日］7月19日
［会　場］東京土建板橋支部会館
［受講料］3，500円

◇丸のこ・熱中症セットコース
［講習日］7月19日
［会　場］東京土建板橋支部会館
［受講料］8，000円

◇アーク溶接特別教育
［講習日］7月10～12日
［会　場］多摩職業能力開発センター
［受講料］19，500円

◇高所作業車
［講習日］7月13～14日
［会　場］ＰＥＯ建機教習センタ
［受講料］45，000円…自動車免許所持者、43，000円…小型移動式クレーン
技能講習修了者

◇小型車両系建設機械特別教育（整地等用）
［講習日］7月3～4日
［会　場］東京土建西多摩支部会館
［受講料］15，500円

◇小型車両系建設機械特別教育（解体用）
［講習日］7月5日
［会　場］東京土建西多摩支部会館
［受講料］10，500円

◇小型車両系建設機械特別教育（整地等＋解体セット）
［講習日］7月3～5日
［会　場］東京土建西多摩支部会館
［受講料］24，500円

◇二級建築士受験準備製図講座
［講習日］7月9日～9月10日
［受講料］85，000円

◇一級建築士受験準備製図講座
［講習日］7月26日～10月4日
［受講料］85，000円

会場の記載のないものは、東京土建技術研修センターです。申込みには、申込書・受講料・認印・顔写真（3㎝×2・5㎝）1枚が必要です。申込書は講習日の2週間前までに支部必着です。受講料など詳しくは支部担当までお問合せください。

今後の支部窓口業務の対応について

5月25日に「緊急事態宣言」が解除されたことにともない、支部の窓口業務について次の通り対応させていただきます。

①「窓口のビニールシート設置」「こまめな換気」を行い、感染防止に努めながら、事務局は通常通り8人体制で業務を行います。

②支部事務所に来所される際には「マスクの着用」「入口での除菌」の徹底をお願いします。

③手続き等のご不明な点は電話にてお問い合わせください。

新型コロナウイルスの感染防止のため、組合員・家族の健康と命を守るため、引き続き皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

エレベーター保守業者を募集します

組合では、支部会館のエレベーターの保守管理を行っていただける業者を公募いたします。公募条件は、次の通りです。

【応募条件】
・令和2年7月1日時点で東京土建一般労働組合の組合員であること
・組合費・国保料の未納・滞納がないこと
・建設業の許可業者であること
・令和2年7月1日時点で労働災害保険に加入していること

【応募先】
東京土建一般労働組合三鷹武蔵野支部
住所・東京都三鷹市上連雀7-33-8
電　話・0422（47）9101
FAX・0422（47）9104

【応募方法・期限】
・6月22日（月）までに見積書
・その他必要書類を東京土建三鷹武蔵野支部まで必着とします。
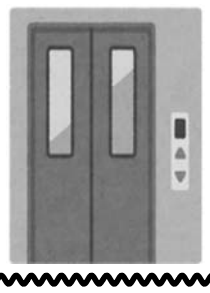
※応募に関して不明な点は三鷹武蔵野支部（担当荒木）までお問い合わせください。